

中小企業の皆様の情報発信基地として

インフォメーション

No. 408

2021年 1 月号 JANUARY



今月のお知らせ

法定調書合計表・給与支払報告書・償却資産申告書・固定資産税等の軽減措置に関する申告の提出期限 2/1（月）まで

- マイナンバーと預金口座のひも付け
- 税務まめ辞典 ・ふるさと納税の返礼品は一時所得
- コロナ関連給付金等の申請期限が近づいています
- キャッシュフロー計算書でお金の流れを管理しよう
- 今年はこんな年



shima
accounting & management
center

株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治
税理士 吉岡恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19

TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068

メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp

ホームページアドレス

<http://www.shima-kaikei.co.jp>

マイナンバーと預金口座のひも付け



政府は国民のすべての預金口座にマイナンバーをひも付けたがっています。目的は納税者の財産を把握することにより、少しでも多くの税収を確保することにあります。

マイナンバーに対する国民の根強い反対の中、先月11日政府は預金口座とマイナンバーのひも付けに関し、口座開設者にマイナンバー提供を要請するよう金融機関に対し義務付けることを決定しました。

ただし要請に応じるかどうかは口座開設者の任意とし、個人に対する「ひも付け義務化」は見送りしました。

このようにマイナンバーに対する国民の不信感は相当強いものがありますが、そのような状況の中でも「行政のデジタル化」の名のもと、税務署と銀行をオンラインでつなげる実験を行い、税務署員の机上のパソコンで納税者の預金の閲覧ができる準備を始めています。

現行の「国税通則法」では、税務署員が納税者の預金を見るためには、厳格なルールの下での手続きが必要で、簡単に見ることができない仕組みになっています。オンラインで結ぶとは、少しでも疑問があれば直ちに納税者の預金にたどり着けるということで、大変な問題です。

憲法は個人のプライバシーを最大限尊重する法体系になっています。だから行政である公務員は私たち納税者の奉仕者でありそのプライバシーには最大限尊重する義務があります。それなのに近頃はその法律を無視して、行政が国民の上に立つ傾向が強まっています。

このような時こそ、私たちの営業と暮らしを守るため、今一度「日本国憲法」の根本をしっかりと見据える必要性を痛感している年の初めです。

所長 税理士 嶋 賢治

税務まめ辞典

ふるさと納税の返礼品は一時所得

年末に駆け込みでふるさと納税をされた方もいらっしゃると思います。最近
はふるさと納税のサイトも増え、返礼品の種類も無数にあるため選ぶのも一苦
労といった感じです。

ふるさと納税は、“寄付” という手段でどこでも好きな地方自治体を選んで
先に『納税』することでお礼としてその地方の特産品がもらえ、確定申告等を
することで寄付した額から2千円を引いた金額が所得税や住民税から控除さ
れるという仕組みです。

応援したい地方自治体から実質2千円の負担で寄付額の3割程度の返礼品
がもらえるのはうれしい限りです。限度額ギリギリまでふるさと納税をされる
方が多いのも納得がいきます。

タイトルにもあるように地方自治体からの返礼品は『法人（地方自治体も法
人）からの贈与』とされ、一時所得となります。一時所得は50万円の特別控除
がありますので、仮に返戻率を3割とすれば、年間約167万円以上のふるさと
納税をした場合は課税関係が生じます。そんな高額なふるさと納税限度額と
なるのは給与収入でおおよそ4千5百万円以上の方です。ですから一般的には
返礼品で課税が生じることはありません。

注意したいのは、返礼品を受け取った年に生命保険等の満期返戻金を受け取
り、掛金よりも50万円以上差益がある場合です。特別控除を使いきっています
ので、返礼品相当額に対して課税されます。他にも懸賞の賞金、競馬などの払
戻金、Go ToトラベルやGo Toイートの給付金も一時所得となります。

では大きな一時所得がある年はふるさと納税を控えた方がいいのか疑問が
生じます。例えば給与収入が年間1千2百万円の方が23万円のふるさと納税を
した場合、7万円相当の返礼品を受け取り、22万8千円が控除されます。生命
保険の満期返戻金の差益が50万円あった場合、7万円の半分の3万5千円が課
税され約1万円を追加で納税することになります。

1万円追加で納税しても7万円相当の返礼品がもらえるのが良いのか、追加
で税金を払うのは“損”だと考えるのかは各々の判断になります。

最近のポイント制が導入され、寄付した時点でポイントがもらえ、積立て
ておいて高額な返礼品を選ぶという方法もあります。この場合、ポイント付与時
ではなくポイントを交換して返礼品を受け取った時が一時所得となります。

コロナ関連給付金等の申請期限が近づいています



長崎県内では昨年の12月から複数の場所でクラスターが発生するなどコロナウイルス感染者が急激に増え、予断許さない状況となっています。

コロナウイルス感染症の影響により収入が一定以上ダウンしている場合に受けられる給付金や減税措置の期限が近づいていますので再度ご紹介しておきます。

【主な給付金等】

給付金等の名称	申請期限	ホームページ
持続化給付金（経済産業省）	令和3年1月15日（金）	https://www.jizokuka-kyufu.jp
家賃支援給付金（経済産業省）	令和3年1月15日（金）	https://yachin-shien.go.jp
事業持続化支援金（長崎市）	令和3年1月15日（金）	https://www.city.nagasaki.lg.jp
事業継続支援金（島原市）	令和3年2月26日（金）	https://www.city.shimabara.lg.jp
中小・小規模事業者等事業継続支援金 農林水産業事業継続支援金（南島原市）	令和3年2月26日（金）	https://www.city.minamishimabara.lg.jp
営業活動支援事業補助金（佐世保市）	令和3年3月10日（水）	https://www.city.sasebo.lg.jp
固定資産税等の軽減措置（各市町村）	令和3年2月1日（月）	※資産を所有している各市町村へ申請

※ 詳細につきましてはそれぞれのホームページ等でご確認ください

※ 上記以外にもご紹介していないものもありますので詳しくは各市町村等へご確認ください

キャッシュフロー計算書で金の流れを管理しよう



利益が出て「儲かっているはずなのに金がない」なんて話をよく耳にします。「コロナ禍で利益なんか出てない！」とお叱りを受けそうですが、こういう状況だからこそ、キャッシュフロー計算書で自社の金の流れをしっかりと管理しましょう。

キャッシュフロー計算書は3つに分類されます。

①営業活動によるキャッシュフロー

・ 税引前当期純利益	1,000	利益ならばキャッシュはその分増加
・ 減価償却費	500	お金が出ていかない経費なのでキャッシュは増加
・ 売上債権の増加額	△300	売掛金が増える＝未回収でキャッシュは増えない
・ 棚卸資産の増加額	△200	棚卸が増えるとその分キャッシュは減る
・ 仕入債務の増加額	100	買掛金が増える＝未払いなのでキャッシュ減らない

小計 1,100 本業でどれだけキャッシュが増えたか
マイナスなら借金などで穴埋めする必要がある

②投資活動によるキャッシュフロー

・ 固定資産の売却	500	売却損となってもキャッシュは増える
・ その他の投資	△400	保険積立金などは経費にならないがキャッシュは減る

小計 100 投資によりどれだけキャッシュの増減があったか
儲けに見合わない投資をやっていないかをチェック

③財務活動によるキャッシュフロー

・ 借入金の返済	△1,500	返済は経費にならないがキャッシュは減る
----------	--------	---------------------

小計 △1,500 借入や返済によりどれだけキャッシュの増減があったか
儲け以上に無理な返済をしていないかをチェック

現金及び現金同等物の増減額 △300 一番上の「税引前当期利益」とは一致しません

上記の例は利益が出てもお金がない状態です。現預金の残が潤沢にないようであれば、儲けに見合う元金の返済額にできないかなどの検討が必要です。



今年はこんな年



1月	- 日英包括的経済連携協定（EPA）が発効（1日） - 初めて実施される大学入学共通テスト第1日程（16日～17日、第2日程は30日～31日） - 阪神大震災発生から26年（17日） - 湾岸戦争開始から30年（17日） - アメリカ大統領就任式（20日） - 核兵器禁止条約の発効（22日） - 通常国会招集（月内）	
2月	- USJで新エリア「スーパー・ニンテンドー・ワールド」が開業（4日） - テニス全豪オープン（8日、メルボルン） - 確定申告開始（2月16日～3月15日） - サッカーJリーグ開幕（26日）	
3月	- 東日本大震災から10年（11日） - 世界保健機関（WHO）による新型コロナウイルスのパンデミック宣言から1年（11日） - 選抜高校野球大会（3月19日～3月31日） - 東京五輪聖火リレーが福島県の「Jヴィレッジ」からスタート（25日） - プロ野球セ・パ両リーグ開幕（26日） 2021年度予算案成立（月内）	
4月	「同一労働同一賃金」が中小企業で適用開始（1日） - 熊本地震から5年（14日）	
5月	- 仏カンヌ国際映画祭（11日） - テニス全仏オープン（23日、パリ）	
6月	- 雲仙・普賢岳大火砕流から30年（3日） - 沖縄全戦没者追悼式（23日、糸満市） - テニスウィンブルドン選手権（28日、ロンドン） - 通常国会会期末（月内）	
7月	- 西日本豪雨から3年（6日） - 第35回国民文化祭・みやざき2020（3日～10月17日、宮崎県） - 東京五輪開会式（23日）	
8月	- 原爆慰霊・平和祈念式典（広島6日、長崎9日） - 東京五輪閉会式（8日） - 全国高校野球選手権大会（9日～24日） 76回目の終戦記念日、全国戦没者追悼式（15日） - 東京パラリンピック開会式（24日） - テニス全米オープン（30日、ニューヨーク）	TOKYO OLYMPICS 2021
9月	- 東京パラリンピック閉会式（5日） - 北海道胆振東部地震から3年（6日） - アメリカ同時多発テロから20年（11日） 「三重とこわか国体（9/25～10/5）」「三重とこわか大会（10/23～10/25）」 - 自民党総裁任期満了（30日）	
10月	- 長崎くんち（7日～9日） - ノーベル賞受賞者の発表（上旬） - 衆院議員の任期満了（21日） - 第36回国民文化祭・わかやま2021（30日～11月21日、和歌山県） - G20首脳会議（30日、ローマ）	
11月	- 第26回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP26）（1日、英国グラスゴー） - プロ野球日本シリーズ開幕（13日） - アジア太平洋経済協力会議（APEC）首脳会議（月内、オンライン）	
12月	- ユーキャン新語・流行語大賞発表（1日） - ノーベル賞授賞式（10日） 2022年度税制改正大綱取りまとめ（月内）	

※コロナウイルスの影響により中止や変更の可能性あります